

件名

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁
長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ニ、第十九条の三第三号ハ、第十九条の五、第三十四条の二十六第一項第四号ハ及び第三十四条の二十七の二の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 連結レバレッジ比率 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号。以下「レバレッジ比率告示」という。）<u>第二条第一項に規定する連結レバレッジ比率をいう。</u></p> <p>六 単体レバレッジ比率 レバレッジ比率告示<u>第五条第一項に規定する単体レバレッジ比率をいう。</u></p> <p>七 持株レバレッジ比率 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号。以下「持株レバレッジ比率告示」という。）<u>第二条第一項に規定する持株レバレッジ比率をいう。</u></p> <p>〔八・九 略〕</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 連結レバレッジ比率 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号。以下「レバレッジ比率告示」という。）<u>第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。</u></p> <p>六 単体レバレッジ比率 レバレッジ比率告示<u>第五条に規定する単体レバレッジ比率をいう。</u></p> <p>七 持株レバレッジ比率 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号。以下「持株レバレッジ比率告示」という。）<u>第二条に規定する持株レバレッジ比率をいう。</u></p> <p>〔八・九 同上〕</p> <p>〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

別紙様式第三号を次のように改める。

(第一面)

(単位：百万円)

項番 (国際様式 (LR1) の該当番号)	項目	当期末	前期末
1	貸借対照表における総資産の額		
3	リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整		
4	中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)		
5	顧客資産のうち、貸借対照表に計上されている金額 (△)		
6	有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目		
7	キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目		
8	デリバティブ取引等に関する調整額		
8 a	デリバティブ取引等に関する額		
8 b	デリバティブ取引等に関連する資産の額 (△)		
9	レポ取引等に関する調整額		
9 a	レポ取引等に関する額		
9 b	レポ取引等に関する額 (△)		
10	オフ・バランス取引に関する額		
11	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
12	その他の調整項目		
12 a	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
12 b	支払承諾見返勘定の額 (△)		
12 c	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺した額に相当する部分に限る。)		
12 d	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
13	総エクスポージャーの額		

(注)

- a 項番 3 「リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第五項の規定によりオン・バランス資産の額に算入することとなった額をいう。
- b 項番 4 「中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項に

において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいう。

- c 項番6「有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第三項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入する有価証券の売却に係る未収金の額が貸借対照表に計上されている未収金の額を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該未収金の額に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- d 項番7「キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第四項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するキャッシュ・プーリング契約に基づく集約後の単一の口座の残高が貸借対照表に計上されている参加顧客口座の残高を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該参加顧客口座の残高に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- e 項番8 a「デリバティブ取引等に関する額」は、第二面の項番13「デリバティブ取引等に関する額」と一致すること。
- f 項番8 b「デリバティブ取引等に関連する資産の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項第二号に掲げる額をいう。
- g 項番9 a「レポ取引等に関する額」は、第二面の項番18「レポ取引等に関する額」と一致すること。
- h 項番9 b「レポ取引等に関する額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額をいう。
- i 項番10「オフ・バランス取引に関する額」は、第二面の項番22「オフ・バランス取引に関する額」と一致すること。
- j 項番11「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第二面の項番5「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」と一致すること。
- k 項番12 a「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金以外)(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第二面の項番6「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金以外)(△)」と一致すること。
- l 項番12 b「支払承諾見返勘定の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項第一号に掲げる額をいう。
- m 項番12 c「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第二面の項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。)」と一致すること。
- n 項番12 d「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲

げる額をいい、第二面の項番3「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」と一致すること。

- o 項番13「総エクスポージャーの額」は、第二面の項番24「総エクスポージャーの額」と一致すること。
- p 「国際様式(LR1)の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表LR1に記載された番号をいう。
- q 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- r この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

(第二面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際 様式 (LR2) の該当番 号)	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)			
1	個別項目調整前のオン・バランス資産の額		
2	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。)		
3	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
4	レポ取引等により受領した証券の計上額 (△)		
5	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
6	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
7	オン・バランス資産の額 (イ)		
デリバティブ取引等に関する額 (2)			
8	デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
9	デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
10	間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額 (△)		
11	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
12	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
13	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		
レポ取引等に関する額 (3)			
14	レポ取引等に関する資産の額		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
16	レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
17	代理取引のエクスポージャーの額		
18	レポ取引等に関する額		

	(ハ)		
オフ・バランス取引に関する額 (4)			
19	オフ・バランス取引の想定元本の額		
20	オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
22	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
単体レバレッジ比率 (5)			
23	資本の額 (ホ)		
24	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		
25	単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
26	適用する所要単体レバレッジ比率		
27	適用する所要単体レバレッジ・バッファ率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 (6)			
	総エクスポージャーの額 (ヘ)		
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 (ヘ')		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ'))		
平均値の開示 (7)			
28	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 ((ト) + (チ))		
	レポ取引等に関する資産の額に係る平均値 (ト)		
	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値 (△) (チ)		
29	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る四半期末の値 ((リ) + (ヌ))		
	14 レポ取引等に関する資産の額に係る四半期末の値		

	(リ)		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る四半期末の値 (△) (ヌ)		
30	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入しない場合) (ル)		
30 a	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入する場合) (ヲ)		
31	単体レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入しない場合) ((ホ) / (ル))		
31 a	単体レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入する場合) ((ホ) / (ヲ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 項番1「個別項目調整前のオン・バランス資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項の規定により算出した額をいう。
- b 項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第一面の項番12c「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。
- c 項番3「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる額をいい、第一面の項番12d「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」と一致すること。
- d 項番4「レポ取引等により受領した証券の計上額(△)」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる額を記載すること。
- e 項番5「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第一面の項番

11「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。

f 項番6「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第一面の項番12a「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

a 項番8「デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第三項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。

b 項番9「デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額（同条第六項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。

c 項番10「間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により零とした額の合計額を記載すること。

d 項番11「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第九項及び第十項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額を控除する前の額をいう。）をいう。

e 項番12「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第九項及び第十項の規定により銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除した額及び当該銀行がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レボ取引等に関する額

a 項番14「レボ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）をいう。

b 項番15「レボ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額を記載すること。

c 項番16「レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

a 項番19「オフ・バランス取引の想定元本の額」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において

準用するレバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）、同条第四項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）及び同条第五項におけるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額をいう。）の合計額を記載すること。

- b 項番 20「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第十条第二項、第四項又は第五項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 単体レバレッジ比率

- a 項番 23「資本の額」とは、自己資本比率告示第十四条第二号の算式に規定する Tier 1 資本の額をいう。
- b 項番 25「単体レバレッジ比率」は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- c 項番 25「単体レバレッジ比率」における総エクスポージャーの額は、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定により日本銀行に対する預け金をオン・バランス資産の額に算入しないこととなった場合における第一面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」に記載された額を控除した額とする。
- d 項番 26「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三パーセント（レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあっては、当該比率）を記載すること。
- e 項番 27「適用する所要単体レバレッジ・バッファー比率」には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる。）。

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

- a レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り記載することとし、当該比率を適用しない場合にあってはこの項目に係る行の全体を削除することができる。
- b 「日本銀行に対する預け金の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいい、第一面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」と一致すること。

(7) 平均値の開示

- a 「レポ取引等に関する資産の額に係る平均値」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）について対象となる四半期の開始日から算出基準日まで

の期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。

- b 「レボ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値(△)」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
- c 項番 30 及び項番 30 a 「総エクスポージャーの額」は、項番 18 の額に代えて項番 28、項番 16 及び項番 17 の額の合計額とすること。

(8) その他

- a 「国際様式 (LR2) の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR2 に記載された番号をいう。
- b 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

別紙様式第六号を次のように改める。

項番 (国際様式 (LR1) の該当番号)	項目	当期末	前期末
1	連結貸借対照表における総資産の額		
2	連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)		
3	リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整		
4	中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)		
5	顧客資産のうち、連結貸借対照表に計上されている金額 (△)		
6	有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目		
7	キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目		
8	デリバティブ取引等に関する調整額		
8 a	デリバティブ取引等に関する額		
8 b	デリバティブ取引等に関連する資産の額 (△)		
9	レポ取引等に関する調整額		
9 a	レポ取引等に関する額		
9 b	レポ取引等に関する額 (△)		
10	オフ・バランス取引に関する額		
11	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
12	その他の調整項目		
12 a	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
12 b	支払承諾見返勘定の額 (△)		
12 c	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺した額に相当する部分に限る。)		
12 d	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
12 e	連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)		

13	総エクスポージャーの額		
----	-------------	--	--

(注)

- a 項番2「連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額(△)」には、レバレッジ比率告示第三条第三項又は持株レバレッジ比率告示第三条第三項の規定により連結の範囲に含まないこととなった子法人等の資産の額を記載すること。
- b 項番3「リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整」とは、レバレッジ比率告示第七条第五項又は持株レバレッジ比率告示第六条第五項の規定によりオン・バランス資産の額に算入することとなった額をいう。
- c 項番4「中央銀行預け金に係る除外による調整(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいう。
- d 項番6「有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目」には、レバレッジ比率告示第七条第三項又は持株レバレッジ比率告示第六条第三項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入する有価証券の売却に係る未収金の額が連結貸借対照表に計上されている未収金の額を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該未収金の額に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- e 項番7「キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目」には、レバレッジ比率告示第七条第四項又は持株レバレッジ比率告示第六条第四項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するキャッシュ・プーリング契約に基づく集約後の単一の口座の残高が連結貸借対照表に計上されている参加顧客口座の残高を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該参加顧客口座の残高に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- f 項番8 a「デリバティブ取引等に関する額」は、第二面の項番13「デリバティブ取引等に関する額」と一致すること。
- g 項番8 b「デリバティブ取引等に関連する資産の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項第二号又は持株レバレッジ比率告示第六条第二項第二号に掲げる額をいう。
- h 項番9 a「レポ取引等に関する額」は、第二面の項番18「レポ取引等に関する額」と一致すること。
- i 項番9 b「レポ取引等に関する額(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額をいう。
- j 項番10「オフ・バランス取引に関する額」は、第二面の項番22「オフ・バランス取引に関する額」と一致すること。
- k 項番11「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第四号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第四号に掲げる額をいい、第二面の項番5「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」と一致すること。
- l 項番12 a「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金以外)(△)」とは、レバレッジ比率告示

- 第七条第一項第五号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第五号に掲げる額をいい、第二面の項番6「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。
- m 項番12b「支払承諾見返勘定の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項第一号又は持株レバレッジ比率告示第六条第二項第一号に掲げる額をいう。
- n 項番12c「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第一号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第一号に掲げる額をいい、第二面の項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。
- o 項番12d「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第二号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第二号に掲げる額をいい、第二面の項番3「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。
- p 項番12e「連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）」とは、レバレッジ比率告示第三条第一項及び第二項又は持株レバレッジ比率告示第三条第一項及び第二項の規定により連結の範囲に含まれる子会社の資産の額をいう。
- q 項番13「総エクスポージャーの額」は、第二面の項番24「総エクスポージャーの額」と一致すること。
- r 「国際様式（LR1）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表LR1に記載された番号をいう。
- s 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- t この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

(第二面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際 様式 (LR2) の該当番 号)	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)			
1	個別項目調整前のオン・バランス資産の額		
2	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺した額に相当する部分に限る。)		
3	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
4	レポ取引等により受領した証券の計上額 (△)		
5	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
6	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
7	オン・バランス資産の額 (イ)		
デリバティブ取引等に関する額 (2)			
8	デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
9	デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
10	間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額 (△)		
11	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
12	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
13	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		
レポ取引等に関する額 (3)			
14	レポ取引等に関する資産の額		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
16	レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
17	代理取引のエクスポージャーの額		
18	レポ取引等に関する額		

	(ハ)		
オフ・バランス取引に関する額 (4)			
19	オフ・バランス取引の想定元本の額		
20	オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
22	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (5)			
23	資本の額 (ホ)		
24	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		
25	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
26	適用する所要連結レバレッジ比率又は所要持株レバレッジ比率		
27	適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率又は所要持株レバレッジ・バッファー比率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (6)			
	総エクスポージャーの額 (ヘ)		
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 (ヘ')		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ'))		
平均値の開示 (7)			
28	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 ((ト) + (チ))		
	レポ取引等に関する資産の額に係る平均値 (ト)		
	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値 (△) (チ)		
29	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る四半期末の値		

	((リ) + (ヌ))		
14	レポ取引等に関する資産の額に係る四半期末の値 (リ)		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る四半期末の値 (△) (ヌ)		
30	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入しない場合) (ル)		
30 a	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入する場合) (ヲ)		
31	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入しない場合) ((ホ) / (ル))		
31 a	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入する場合) ((ホ) / (ヲ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 項番1「個別項目調整前のオン・バランス資産の額」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項又は持株レバレッジ比率告示第六条第二項の規定により算出した額をいう。
- b 項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺した額に相当する部分に限る。)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第一号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第一号に掲げる額をいい、第一面の項番12c「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺した額に相当する部分に限る。)」と一致すること。
- c 項番3「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第二号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第二号に掲げる額をいい、第一面の項番12d「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)」と一致すること。
- d 項番4「レポ取引等により受領した証券の計上額 (△)」には、レバレッジ比率告示第七条第一項第三号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第三号に掲げる額を記載すること。

- e 項番5「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第四号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第四号に掲げる額をいい、第一面の項番11「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。
 - f 項番6「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第五号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第五号に掲げる額をいい、第一面の項番12a「Tier1資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。
- (2) デリバティブ取引等に関する額
- a 項番8「デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第三項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる合計額（同条第三項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。
 - b 項番9「デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額（同条第六項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる合計額（同条第六項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。
 - c 項番10「間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）」には、レバレッジ比率告示第八条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により零とした額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第七条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により零とした額の合計額を記載すること。
 - d 項番11「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第九項及び第十項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額を控除する前の額をいう。）又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる合計額（同条第九項及び第十項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額を控除する前の額をいう。）をいう。
 - e 項番12「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第八条第九項及び第十項の規定により銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除した額及び当該銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第七条第九項及び第十項の規定により銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除した額及び当該銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額の合計額を記載すること。
- (3) レボ取引等に関する額
- a 項番14「レボ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる

合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）をいう。

- b 項番 15「レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第九条第二項又は持株レバレッジ比率告示第八条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 項番 16「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第二号又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

- a 項番 19「オフ・バランス取引の想定元本の額」には、レバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）、同条第四項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）及び同条第五項におけるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額をいう。）の合計額又は持株レバレッジ比率告示第九条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）、同条第四項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）及び同条第五項におけるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額をいう。）の合計額を記載すること。
- b 項番 20「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」には、レバレッジ比率告示第十条第二項、第四項若しくは第五項又は持株レバレッジ比率告示第九条第二項、第四項若しくは第五項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率

- a 項番 23「資本の額」とは、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定するTier 1資本の額又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定するTier 1資本の額をいう。
- b 項番 25「連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率」は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- c 項番 25「連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率」における総エクスポージャーの額は、レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定により日本銀行に対する預け金をオン・バランス資産の額に算入しないこととなった場合における第一面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」に記載された額を控除した額とする。
- d 項番 26「適用する所要連結レバレッジ比率又は所要持株レバレッジ比率」には、三パーセント（レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書又は持株レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあつては、当該比率）を記載すること。
- e 項番 27「適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率又は所要持株レバレッジ・バッファー比率」には、自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率又は

持株自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる。）。

- (6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率
- a レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書又は持株レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り記載することとし、当該比率を適用しない場合にあつてはこの項目に係る行の全体を削除することができる。
 - b 「日本銀行に対する預け金の額」とは、レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいい、第一面の項番4「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」と一致すること。
- (7) 平均値の開示
- a 「レポ取引等に関する資産の額に係る平均値」には、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
 - b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値（△）」には、レバレッジ比率告示第九条第二項又は持株レバレッジ比率告示第八条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
 - c 項番30及び項番30a「総エクスポージャーの額」は、項番18の額に代えて項番28、項番16及び項番17の額の合計額とすること。
- (8) その他
- a 「国際様式（LR2）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表LR2に記載された番号をいう。
 - b 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
 - c この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別紙様式第三号及び別紙様式第六号は、基準日（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）附則第二条第三項又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十三号）附則第二条第三項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。この場合（基準日がこの告示の適用の日である場合を除く。

）において、この告示による改正前の別紙様式第三号中

22		単体レバレッジ比率	$((ホ) / (ヘ))$		
----	--	-----------	---------------	--	--

とあるのは

22		単体レバレッジ比率	$((ホ) / (ヘ))$		
		適用する所要単体レバレッジ比率			
		適用する所要単体レバレッジ・バックアパー比率			

と、同様式(注) ⑤中

「b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。」
よめるのぞ

「b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c 「適用する所要単体レバレッジ比率」の項には、三パーセント（レバレッジ比率告示第五条第一

項において準用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあつては、当該比率)を記載すること。

d 「適用する所要単体レバレッジ・バッファ率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない(この場合には、当該項目の行を削除することができる。)

ア、ハの各条による改正前の別紙様式第六号中

22	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ)／(へ))		
----	--------------------------------	--	--

ア、ハの各条

22	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ)／(へ))		
----	--------------------------------	--	--

		適用する所要連結レバレッジ比率又は所要持株レバレッジ比率		
		適用する所要連結レバレッジ・バツプラー比率又は所要持株レバレッジ・バツプラー比率		

㏲ 同様式(注)㏵中

「b 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。」

㏲㏵㏶㏷

「b 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c 「適用する所要連結レバレッジ比率又は所要持株レバレッジ比率」の項には、三パーセント（レバレッジ比率告示第二条ただし書又は持株レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁

長官が別に定める比率を適用する場合にあっては、当該比率）を記載すること。

d 「適用する所要連結レバレッジ・バッファ率又は所要持株レバレッジ・バッファ率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率又は持株自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる。）。

アホロ。